

## ○早島町景観条例施行規則

(平成 19 年 4 月 1 日規則第 1 号)

改正 平成 22 年 3 月 30 日規則第 6 号 令和元年 5 月 1 日規則第 1 号

令和 2 年 9 月 1 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、早島町景観条例(平成 19 年早島町条例第 1 号。以下「条例」という。)、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、塀その他これに類するもの
- (2) 電気供給や有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む)
- (3) 煙突、排気塔その他これに類するもの
- (4) アンテナ、鉄筋コンクリート柱(電柱を除く)、金属製の柱
- (5) 電波塔その他これに類するもの
- (6) 高架水槽その他これに類するもの
- (7) 擁壁その他これに類するもの
- (8) 彫像、記念碑その他これに類するもの
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設
- (10) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (11) 石油、ガス等の貯蔵又は処理施設
- (12) 汚水処理施設、ごみ処理施設その他これに類するもの

(景観計画区域内における行為の届出)

第 3 条 法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による行為の届出は、景観計画区域内建築行為等届出書(様式第 1 号)に、別表第 1 に掲げる届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 条例第 17 条の規定による行為の届出は、景観計画区域内堆積行為届出書(様式第 3 号)に、別表第 1 に掲げる届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。

(景観計画区域内における行為の変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第4号)に、別表第1に掲げる図書のうち、当該変更に係るものを添付して行うものとする。

(勧告等)

第5条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第21条第3項の規定による公表は、早島町公告式条例(昭和40年早島町条例)に定める掲示場への掲示、及び町長が周知を行う上で適当と認める方法により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第6条 法第21条第1項の通知は、早島町景観重要建造物指定通知書(様式第6号)によるものとする。

2 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

3 法第21条第2項の標識は、当該景観重要建造物の景観を損なわないように形態、意匠に配慮すると共に、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可)

第7条 法第22条第1項の規定による許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第7号)に、別表第2に掲げる届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第22条第1項の規定による許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第8号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の状況の報告等)

第8条 条例第21条第1項第3号の報告は、景観重要建造物点検結果報告書(様式第9号)によるものとする。

2 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第 21 条第 1 項第 3 号に規定する定期検査を年に 1 回実施しなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、検査の周期を変更することができる。

(景観重要建造物の指定の解除)

第 9 条 法第 27 条第 3 項の規定により準用する法第 21 条第 1 項の通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第 10 号)によるものとする。

(景観重要樹木の指定の通知等)

第 10 条 法第 30 条第 1 項の通知は、早島町景観重要樹木指定通知書(様式第 11 号)によるものとする。

2 法第 30 条第 2 項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 指定の理由となった樹容の特徴

3 法第 30 条第 2 項の標識は、当該景観重要樹木の景観を損なわないように形態、意匠に配慮すると共に、当該景観重要樹木の近傍で見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可)

第 11 条 法第 31 条第 1 項に規定する許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第 12 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第 31 条第 1 項に規定する許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第 13 号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要樹木の状況の報告等)

第 12 条 条例第 21 条第 2 項第 3 号の報告は、景観重要樹木点検結果報告書(様式第 14 号)によるものとする。

2 景観重要樹木の所有者又は管理者は、条例第 21 条第 2 項第 3 号に規定する定期検査を年に 1 回実施しなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、検査の周期を変更することができる。

(景観重要樹木の指定の解除)

第 13 条 法第 35 条第 3 項の規定により準用する法第 30 条第 1 項の通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第 15 号)によるものとする。

(景観協定の認可の申請等)

第14条 法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書(様式第16号)に、別表第3に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、景観協定認可通知書(様式第17号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更に準用する。この場合において、「景観協定認可申請書(様式第16号)」とあるのは「景観協定変更認可申請書(様式第18号)」と、「景観協定認可指定通知書(様式第17号)」とあるのは「景観協定変更認可通知書(様式第19号)」と読み替えるものとする。

(高さ及び見付け面積の算定)

第15条 条例第24条の規定による建築物、工作物の高さ、及び見付け面積の算定方法は次の各号によるものとする。

(1) 建築物の高さ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定する高さによる。

(2) 工作物の高さ 工作物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さにおける水平面からの高さによる。

(3) 見付け面積 鉛直投影面積による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第6号)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(令和元年5月1日規則第1号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和2年9月1日規則第28号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

別表第1(第3条、第4条関係)

届出行為	添付すべき書類		
	種類	縮尺	備考
建築物の新築、増築、改築、移転	付近見取図	1/2,500以上	
	配置図	1/100以上	
	各階の平面図	1/50以上	必要な場合のみ。
	各面の立面図	1/50以上	着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	外構平面図	1/100以上	植栽は木竹名を記載すること。
	現況カラー写真		2方向以上から撮影。
建築物の外観を変更することとなる外観の模様替え又は色彩の変更	付近見取図	1/2,500以上	
	配置図	1/100以上	
	変更する部分の立面図	1/50以上	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真		2方向以上から撮影。
工作物の新設、改修、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	付近見取図	1/2,500以上	
	配置図	1/100以上	
	各面の立面図	1/50以上	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真		2方向以上から撮影。
屋外における物件の堆積	付近見取図	1/2,500以上	
	平面図	1/100以上	堆積物の形状が判断できるように記載すること。
	断面図	1/100以上	

備考

- 1 外構平面図とは、門、垣、さく、擁壁、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- 2 現況カラー写真とは、行為地及びその周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。

別表第2(第6条関係)

届出行為	添付すべき書類		
	種類	縮尺	備考
景観重要建造物の増築、改築、移転	付近見取図	1/2,500以上	
	配置図	1/100以上	
	各階の平面図	1/50以上	必要な場合のみ。
	各面の立面図	1/50以上	着色し、主要部分の材料の種類及び仕上げ方法を記載すること。
	外構平面図	1/100以上	植栽は木竹名を記載すること。
	現況カラー写真		2方向以上から撮影。
景観重要建造物の外観を変更することとなる模様替え又は色彩の変更	付近見取図	1/2,500以上	
	各面の立面図	1/50以上	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真		2方向以上から撮影。
景観重要建造物の一部又は全部の除却	付近見取図	1/2,500以上	
	各面の立面図	1/50以上	必要な場合のみ。
	現況カラー写真		2方向以上から撮影。
景観重要樹木の移植又は伐採	付近見取図	1/2,500以上	移植の場合は、移植先の図面も添付すること。
	現況カ		作業前後のもの。2方向以上か

	ラ写真		ら撮影。
--	-----	--	------

備考 別表第1備考1及び2に同じ。

別表第3(第13条関係)

	添付すべき書類		
	種類	縮尺	備考
景観協定認可申請書	付近見取図	1/10,000以上	
	区域図	1/2,500以上	景観協定区域及び同隣接地の区域を表示した図面
景観協定変更認可申請書	付近見取図	1/10,000以上	
	区域図	1/2,500以上	変更前及び変更後の景観協定区域及び同隣接地の区域を表示した図面

様式第1号(第3条第1項関係)

景観計画区域内建築行為等届出書

[別紙参照]

様式第2号 削除

様式第3号(第3条第2項関係)

景観計画区域内堆積行為届出書

[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

景観計画区域内行為変更届出書

[別紙参照]

様式第5号(第5条第1項関係)

勧告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 6 条第 1 項関係)

早島町景観重要建造物指定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 7 条第 1 項関係)

早島町景観重要建造物現状変更許可申請書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 7 条第 2 項関係)

早島町景観重要建造物現状変更許可書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 8 条第 1 項関係)

早島町景観重要建造物点検結果報告書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 9 条第 1 項関係)

早島町景観重要建造物指定解除通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 10 条第 1 項関係)

早島町景観重要樹木指定通知書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条第 1 項関係)

早島町景観重要樹木現状変更許可申請書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 11 条第 2 項関係)

早島町景観重要樹木現状変更許可書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 12 条第 1 項関係)

早島町景観重要樹木点検結果報告書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 13 条関係)

早島町景観重要樹木指定解除通知書

[別紙参照]

様式第 16 号(第 14 条第 1 項関係)

景観協定認可申請書

[別紙参照]

様式第 17 号(第 14 条第 2 項関係)

景観協定認可通知書

[別紙参照]

様式第 18 号(第 14 条第 3 項関係)

景観協定変更認可申請書

[別紙参照]

様式第 19 号(第 14 条第 3 項関係)

景観協定変更認可通知書

[別紙参照]